

県立山北高等学校施設の利用について

1 ご利用いただける施設

利用施設	利用できる設備等	利用日	利用時間
体育館	支柱、ネット、照明	毎日 (年末年始を除く)	19:00～21:00
第一応接室	机、いす、照明	日曜日	13:00～17:00
附属施設(トイレ、洗面所)			

※附属施設について

- ・体育館については、履き物は体育館履きを使用してください。また、トイレはグラウンドのトイレを使用し、校舎内への立ち入りはご遠慮ください。トイレ使用時は、体育館履きから外履きへの履き替えをお願いします。
- ・第一応接室については、上履きをご使用ください。トイレは、A棟1階の来賓トイレをご利用ください。
また、A棟1階以外への立ち入りはご遠慮ください。

※電気代について

ご利用の際、次のとおり電気代実費相当額をいただきます。

後日、納付書を送付しますので、納付期限までに金融機関で納付してください。

- | | | | |
|--------|-----------|---------|-------|
| ・体育館 | 照明設備利用分 | 1回(2時間) | 440 円 |
| ・第一応接室 | 冷房設備利用の場合 | 1時間 | 360 円 |
| | 暖房設備利用の場合 | 1時間 | 540 円 |

2 利用のしかた

(1) 利用できる方

学習・文化・スポーツ活動を目的とする県内在住又は在勤の方。

なお、次のような場合は、(利用承認後であっても)利用をお断りいたします。

- ア 特定の政党や宗教団体の支持若しくは反対のための利用その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用
- イ 営利を目的とした利用
- ウ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
- エ 申込内容に反する利用
- オ その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたすおそれのある利用

(2) 申込方法

利用希望日の属する月の前月初日から15日までの間に、施設利用申込書(様式1)により事務室に申し込んでください。他の利用者等との調整の後、利用可能であれば、施設利用承認書を交付します。
各年度最初の利用申込みの際は、利用者名簿(様式2)も提出してください。

- ◆ 承認された後、利用できなくなった場合には、速やかにご連絡ください。
- ◆ 承認書を交付した後も天候等やむを得ない事由により施設が利用できなくなることがありますので、あらかじめご了承ください。

3 保険の加入について

利用者の皆様には、万が一の事故に備えて、あらかじめ保険の加入をお勧めしています。また、利用申込みの際に傷害保険の加入の有無を確認させていただくことがありますので、ご了承ください。

◆ 5人以上のグループでご利用の場合には、「スポーツ安全保険」(1年間有効)に加入できます。学校にパンフレットがありますので、ご覧ください。

4 守っていただきたいこと

学校施設は、県民共有の財産です。皆さん気が持ち良く利用できるよう、また、生徒の教育活動の妨げにならないよう、次のことを守ってご利用ください。

(ア) 県立学校は全面禁煙です。

(イ) 指定された利用施設以外の場所には、立ち入らないでください。

(ウ) 利用が終了したときは、利用施設の清掃を行い、利用前の状態に戻してください。

(エ) 開放施設利用中の事故等、緊急時については、各自対応していただいております。

利用にあたっては、事故のないよう責任を持って安全に努めてください。

(オ) 利用中は門扉を閉めてください。

(カ) 利用中に異常な状態に気付いたときには、速やかに警察等の関係機関に連絡してください。警察110番や消防119番に連絡した場合やその他必要と考えられる場合には、学校に必ず報告してください(学校警備員、学校職員に連絡。緊急時連絡先を参照)。

(キ) 自動体外式除細動器(AED)は、部室棟1階の体育準備室内及びA棟1階の事務室横に設置されています。心停止の際には、利用者の皆様にも簡単な操作でお使いいただけますので、施設を利用される際は、必ず設置場所を確認いただきますようお願いします。

(ク) 利用中に施設・設備・物品等を破損若しくは滅失したときは、学校に連絡し、施設・設備破損届を必ず提出してください。

(ケ) 利用者が施設・設備・物品等を故意又は過失により破損若しくは滅失したときは、原状に復するための経費について、弁償の責任を負っていただきます。

(コ) 児童・生徒が利用する場合、利用責任者は、学校施設への行き帰りに関しても、複数での行動を呼びかけるとともに、集合・解散時刻をあらかじめ定めるなど、安全策を講じてください。

(サ) 別紙「新型コロナウイルス感染症対策における注意事項」に定める事項を厳守してください。

【緊急時の連絡先】

- 緊急の場合は次の関係機関にご連絡ください。

警察 110

松田警察署 0465-82-0110

消防 119

小田原市消防本部 0465-49-4410

- 110番や119番に連絡した場合、その他必要と考えられる場合は、必ず学校職員もしくは学校警備員に連絡してください。
利用者→学校職員・学校警備員→副校長・教頭・事務長→校長
- 夜間で学校職員、学校警備員がいない場合は、各自で対応してください。
後日、学校に連絡してください。